

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名 総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的として、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（以下「法」という。）により設立された株式会社である。</p> <p>機構の設立により、世界の膨大なインフラ需要を取り込み、我が国に拠点を置く事業者の新たなビジネス機会の獲得につながることが期待されており、これまでの取組により日本製品の納入や販路拡大を実現しており、現に地域経済の活性化に貢献している。</p> <p>「インフラシステム輸出戦略（平成29年度改訂版）」（平成29年5月29日 経協インフラ戦略会議決定）では、官民連携の下で「我が国企業が2020年に約30兆円のインフラシステムを受注する」ことを目標として掲げており、このため、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日 総理発表）では、「世界の膨大なインフラ需要等に対応し、（中略）日本企業の受注・参入を一層後押しするため、今後5年間の目標として、インフラ分野に対して約2,000億ドルの資金等を供給する」とされている。平成27年度のインフラ受注実績額約20兆円のうち、情報通信分野は9.4兆円と最大の受注分野となっており、同目標達成のため、最大限に機構を活用する必要がある。</p> <p>以上の背景から、機構は、「インフラシステム輸出戦略（平成29年度改訂版）」において、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を活用し、海外において通信・放送・郵便事業を行う者に対して資金の供給や専門家の派遣等の支援を行うことで、通信・放送・郵便インフラとICTサービスや放送コンテンツとのパッケージ展開を促進」とされており、また、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日 閣議決定）においては、「海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を通じた日本企業の海外インフラ展開支援」とされているなど、インフラシステム輸出戦略及び経済対策の両面から機構の役割の拡大を図っていくことが期待されている。</p> <p>加えて、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」では、「ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者が参加する事業に対するJICTの資金供給を拡大するための仕組みを検討」とされていることから、今後、それらに対する支援実績を確実に拡大していく必要がある。</p> <p>したがって、機構は、民間の投資及び金融機関が行う金融を補完するためにリスクマネーの供給を行うため、十分な財務基盤を有していることが求められることから、必然的に多額の資本金等が必要となるが、資本割による多額の税負担が生じることで、業務遂行のための財務基盤が損なわれ、当該役割を適切に果たせなくなるおそれがあることから、これを回避する措置が必要である。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>機構について、平成30年4月1日から平成48年3月31日（法第27条第2項で定める保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限）までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令（昭和57年政令第40号）で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす特例措置の新設を要望するもの。</p>	

関係条文	地方税法第 72 条の 12 第 1 項第 1 号ロ
減収 見込額	<p>[初年度] ▲144 (一) [平年度] ▲144* (一)</p> <p>[改正増減収額] ー (単位：百万円)</p> <p>※支援対象の拡大により機構に対して新たに産業投資が行われた場合は、同産業投資の額が資本金に加算されるため減収額は大きくなる。</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>機構がその業務を遂行するためには十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。</p> <p>したがって、法人事業税の資本割に係る課税標準特例（資本金の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金（20 億円）とする法人事業税の資本割に係る課税標準特例）措置を講ずることにより、機構の税負担を軽減させることが不可欠である。</p>
本要望に 対応する 縮減案	ー
ページ	1—2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. 情報通信（ICT 政策） 14 ICT 分野における国際戦略の推進
	政策の達成目標	機構を活用し、通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に掲げるインフラ分野に対する資金等供給額 2,000 億ドルの達成に寄与するとともに、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって地方創生及び我が国経済の持続的な成長に寄与する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 30 年度～平成 47 年度（機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うように努めなければならないとされている期限まで）
	同上の期間中の達成目標	上述の「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	2 件の出融資等の支援決定を行い、支援を実施中（平成 29 年 8 月 23 日現在）。
有効性	要望の措置の適用見込み	144 百万円の見込み。 (算出根拠) ① 特例措置適用前 資本金額 29,500 百万円×税率 0.525% = 155 百万円 ② 特例措置適用後 資本金額 2,000 百万円×税率 0.525% = 11 百万円 ③ 減収額 ①-②=144 百万円
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構による業務の遂行上必要不可欠である。 本措置を講ずることにより、上述の「政策の達成目標」の達成に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的であるほかの措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置を講ずることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく、妥当である。 なお、機構と類似の官民ファンド（株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び株式会社民間資金等活用事業推進機構）では、既に同様の特例措置を受けている。
ページ	1—3	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—